

第 28 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和元年 10 月 7 日（月）午後 1 時 30 分より、第 28 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

1 番 久世谷 幸治	2 番 多田 岳史	3 番 徳田 明子	4 番 中林 和夫
5 番 古川 嘉嗣	6 番 井内 英樹	7 番 多羅尾 英樹	8 番 中西 秀友
9 番 辻 四一郎	10 番 吉田 利一	11 番 高田 悦和	12 番 小島 佳剛
13 番 水主 哲寛	14 番 山本 晃一郎		

（欠席委員）

（農地利用最適化推進委員）

北浦 荘平 村田 昇造 水谷 修

（事務局）

土肥 局長 西村 次長 清水（囑託） 村田（囑託） 岸本（囑託）

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 4 名、欠席委員 0 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、江口推進委員、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 2 8 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、井内委員、多羅尾委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、多羅尾委員、辻委員です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 4 件のご説明を申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">【第 1 号議案、 1 番から 4 番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号 1 から番号 3 につきましては、いずれも譲渡人が遠隔地により営農が困難になったこと、譲受人の営農規模拡大のため、所有権の移転を行うものです。</p> <p>番号 4 につきましては、譲渡人が高齢により営農が困難になったこと、譲受人の営農規模拡大のため、所有権の移転を行うものです。</p> <p>以上 4 件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>報告します。去る 9 月 2 5 日、事務局の案内で多羅尾委員と現地調査に行っ</p>

	<p>まいりました。</p> <p>番号 1 の槇島町 並びに番号 2 の槇島町 及び の利用状況ですが、現況は田で水稲が作付されており、適正に管理されていました。</p> <p>番号 3 の小倉町 並びに番号 4 の伊勢田町 及び の利用状況につきましても、現況は田で水稲が作付されており、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第 1 号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>番号 3 及び 4 の譲受人は法人としての申請は初めてになりますが、何の作物をどういった方式でされるんですか。最近金融機関から資金を借りて高床式で作付する方法が取り上げられていましたが、高床式で営農されると周辺農地に影響を及ぼすかと思えます。申請ではどういった農法で営農計画が組まれていますか。</p>
局 長	<p>当該地では水稲を作付される予定です。水谷推進委員が仰った高床式での営農は、おそらく久御山町で実施されるものだったかと思えます。</p>
水谷推進委員	<p>申請は全て田ですか。</p>
局 長	<p>そうです。</p>
中西委員	<p>譲受人は京都市在住ではありませんでしたか。住所が変わったんですか。</p>
局 長	<p>個人の申請ではなく法人としての申請で、その所在が久御山町になります。</p>
議 長	<p>経営面積として 8 , 0 0 0 m²以上お持ちですが、会社での経営面積ですか。</p>
局 長	<p>会社で経営されている面積です。</p>
議 長	<p>株式会社とありますが、農地所有適格法人ではないのでしょうか。</p>
局 長	<p>形式としては株式会社ですが、農地所有適格法人の要件を満たしております。</p>
村田推進委員	<p>法人ではなく個人での経営面積は何m²ですか。</p>

局 長	今回は法人での申請ですので今は分かりませんが、かなりの規模で経営されています。
村田推進委員	従事は2人とありますが、法人としての人数ですか。
局 長	そうです。
水谷推進委員	外国人を雇い入れて大規模で営農すると聞いておりますが、2人だけなんですか。
局 長	法人の構成員としては4人です。農業従事者としては2人となっております。
水谷推進委員	2人だけですか。雇い入れの外国人は人数に入らないんですか。
局 長	役職としては1人で、農業の従事者は2人です。現実的には雇っているかもしれませんが、申請書には書く欄がありません。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	それでは、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」をご説明申し上げます。 【第2号議案、1番から2番を別添議案書をもとに朗読】 番号1及び番号2につきましては、いずれも被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であるこ

	との承認を得るものでございます。 以上です。
議 長	続きまして、多羅尾委員より現地調査の報告をお願いします。
多羅尾委員	報告します。去る9月25日、事務局の案内で辻委員と現地調査に行っていました。 番号1の伊勢田町 及び の利用状況ですが、現況は田で水稻が作付されており、適正に管理されていました。 番号2の五ヶ庄 の利用状況ですが、現況は畑でロウバイが植わっていました。以前別件で議案にあがった際にも現地調査に行きましたが、そのときも雑草が若干生えている状態でした。今回はさらに生えており、外からは中の様子が見えないような状態ですので、草刈りの指導が必要かと思えます。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 ロウバイはどのように活用するのでしょうか。
多羅尾委員	正月に切り花にして出荷するとのことですが、現在は出荷や管理をされている様子はないように見受けられます。
水谷推進委員	当該地は耕作放棄地として指導しているところではなかったでしょうか。
局 長	耕作放棄地には当たらないかと思えます。その後の管理として草刈りはお願いしないといけません、農地の中にはロウバイが植えられています。
古川委員	近所の委員として補足させていただきます。当該地については、今年の7月頃に近所の方が下草を刈り取られていました。現在はまた生えてきてしまっており、確かに納税猶予を受けるという点では難しいかもしれませんが、耕作放棄地ではありません。
議 長	下草の伸びる早さについては、今年は雨が多かったのも関係するかとは思いますが、
水谷推進委員	草刈り指導したことがある農地だったと思えます。

辻委員	ロウバイを隠すために周囲に木を植えられていますが、耕作放棄地ではありません。
水谷推進委員	審査の基準として農地の状態はあるんですか。荒れている状態でも適格者として証明して良いんですか。
局長	農業委員会としては農地がきちんと管理されているか、現在だけでなく今後も含めて確認していく形になります。明確な判断は税務署が行います。
水谷推進委員	ざっくりした話は分かりますが、適格者であるか具体的な審査基準のマニュアルはないんですか。
局長	本議案について具体的なマニュアルはなく、また、マニュアルに基づいて現地確認しているものではありません。
議長	相続人は母なんですか。妻ではないんですか。
中西委員	お子さんが亡くなって、親御さんが相続する形ですね。
議長	他に相続できる方はいないんでしょうか。
山本会長職務代理者	被相続人の兄がおります。
議長	次の相続は兄になるんでしょうか。
山本会長職務代理者	推測ですが、おそらくはそうだと思います。
議長	年齢を理由にはできないかと思いますが、相続人は高齢ですし、ロウバイを切ることはできないんじゃないかと懸念しています。
多羅尾委員	草は誰かに頼んでも刈って管理してもらうしかありませんね。防犯上の観点からも中が見えないほどの状態は危険だと思います。
議長	そういったことは伝えられますか。
局長	お伝えできます。納税猶予が適用されましたら、今後3年毎に税務署に書類提

	出が必要になりますので、その際にも農地を確認することになります。
議 長	確認は税務署がするんじゃないんですか。
局 長	最終判断は税務署になりますが、その前に農業委員会が現地を確認し引き続き営農されていることを証明いたします。
徳田委員	納税猶予を受けるための、主な基準というものはないんでしょうか。証明を出しても良いものかやはり基準がないと判断が難しいです。受けようと思っているなら耕作をきちんとしないといけないかと思いますが、そうすると当該地は現状のままでは厳しいんじゃないでしょうか。
議 長	作業を人に頼んででもきちんと管理してもらわないといけないということは、お伝えすべきだと思います。
辻委員	中にはきちんとロウバイが植えられていましたので、下草さえ管理してもらえれば承認しても良いのではないかと思います。
古川委員	7月頃に一度草刈りされておりましたが、月日が経ってツルが伸びてきてしまっているんだと思います。冬場はもう少しきれいになるかと思えます。 被相続人が存命の間は下草を刈ったり、枝を切ったりと、結構きちんと管理されていました。
議 長	本議案については、相続人が高齢だから適用を受けられないというものでもありませんね。下草をきちんと刈ってもらうよう条件をつけたうえで、承認としては如何でしょうか。
小島委員	適正に草刈りを行っていただければ承認しても良いのではないのでしょうか。他の農地に迷惑が掛からないよう、条件を付けることは必要だと思います。
山本会長職務代理者	条件は文書で伝えるんでしょうか。
局 長	口頭でお伝えする形になります。
議 長	税務署も当該地を確認しに来るのでしょうか。

水谷推進委員	最後の確定の際はもしかしたら確認に来るかもしれません。
中西委員	高齢だと、また相続が発生してその際にも納税猶予を受けることになるんじゃないでしょうか。
山本会長職務代理者	当該地は農振農用地で宅地にはできない所ですので、次の方が相続されてもずっと農地として管理されていくと思います。
議 長	条件をきちんとお伝えしたうえで、承認として宜しいでしょうか。 他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。
局 長	それでは、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」1件のご説明を申し上げます。 【第1号報告、1番を別添議案書をもとに朗読】 番号1につきましては、土砂等流出防止のため、周囲にコンクリートブロックを設置されます。 本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 以上です。
議 長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。 なしの声
議 長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件はすべて終了いたしました。

(午後2時05分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____